

# 児童生徒の増加に見合った 支援学校の増設を

## 大障教ニュース

### 大障教新校整備運動決起集会

大阪府立障害児  
学校教職員組合  
大阪市天王寺区  
東高津町7 11  
府教育会館704号  
(TEL)6765-8904  
(FAX)6765-8905

9月7日、大障教新校整備運動決起集会をたかつガーデンで開催し、45人が参加しました。障連協の塩見事務局長と支援学校に子どもを通わせる保護者3人から連帯のあいさつがあり、「過大・過密」状態で劣悪な教育環境におかれた子どもたちの教育条件整備、支援学校増設に向けて運動をすすめていくことを参加者で確認しました。

#### 訴えれば広がる学校増設

とりくみの報告で山内副委員長は、記者会見を開いて以降、府内の労働組合やさまざまな民主団体に出向いて署名の協力を呼びかけるなかで、大阪の教育現場の状況、とりわけ支援学級や支援学校の児童生徒の急増や「過大・過密」の実態を訴えると、「支援学校の状況を初めて知った」「人権問題ですね」「そんな状況でさらに詰め込みの方針を出すなんて許せない」など、支援学校増設運動の共感が広がっていると述べました。また、府議会議員各会派の議員との懇談で、通学区区域割の変更によって子どもや保護者にとって大きな負担になっていることや教室



力強い連帯のあいさつ

転用の実態を知らなかったなど、議員からこの問題を重く受け止めて、議会や委員会でも質問したいとのやりとりがあったことを紹介しました。北河内ブロックのとりくみ報告を行った鈴木執行委員は

枚方の支援学校建設運動の経験や今夏のとりくみの経験を通して、府議会議員要請や署名運動の役割を強調し、府内全域で各分会が主体的に活動することを呼びかけました。行動提起で久保書記長は、各学校PTA・校長との全教職員との対話と学習、全教職員およびその家族分の署名をはじめ、街頭宣伝署名や各分会で創意工夫した署名活動などを提起し、私たちのがんばりで学校増設をすすめる。未来の障害児教育を切り開こうと締めくくりました。

#### 保護者からの訴え

全学部で児童生徒が増え、多目的室や図書室もなくなり、これ以上転用できる部屋がないので圧縮学級で詰め込まれています。パニックになった子がクールダウンできる部屋もありません。一般校でこのような教室転用は許されるのでしょうか。これは行政によるいじめで人権侵害だと思います。

地元の支援学校に通っていましたが突然通学区区域割が変更され、小4のときに遠くの支援学校に転校させられました。子どもはその事実をうまく理解できず、毎日泣いて帰ってきました。毎日1時間以上バスに乗って通っています。いびつな人数合わせの校区再編はやめてください。

同じ市に住みながら道路1本隔てただけで、遠く離れた支援学校に通わされています。4つの市から集められているので学年に同じ市の方が居ません。福祉のことや進路のことなど情報共有もできず、取り残されるような不安を抱えています。できて間もない学校なのに教室転用するのは学校が足りないからです。学校を建ててください。

#### 連帯あいさつ

#### 障連協 塩見さん

教育基本法第4条では、教育の機会均等がうたわれ、2項には「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と規定されているにも関わらず、「過大・過密」の学校に押し込められる子や高等部に上がる時に遠くの学校に転校させられる子、一方で12年間の一貫教育を受けられる子もいる。これで機会均等と言えるのか。教育の中や障害に差別を持ち込むもので許すことはできません。

大障教ホームページアドレス <http://fc06331220171211.web2.blks.jp/> Eメール アドレス : fushoukyou\_1@mtb.biglobe.ne.jp



台風21号により大阪府は深刻な被害を受けました。関西電力管内(2府6県)の停電は最大時218万軒にもほり、北海道地震の295万軒に匹敵する規模です。しかも復旧にはかなりの日数が必要でした。その原因や背景の調査・検証も急務です。大阪府南部では多くの住宅で瓦が吹き飛ばされましたが、「瓦業者が少なく(ふき替えは)1年半後になると言われた」などの声もあります。

そんな中、大阪府の松井知事が中部国際空港から外遊に飛び立ちました。9月8日の知事のツイッターには、明日から万博誘致活動でハンガリー・ポーランド・イタリアに出張致します。災害を克服し大阪関西を成長させるために大阪万博実現に全力で取り組みます」とあります。しかし、万博誘致が災害克服とどう関係があるのか? SNS上では、「私たちを放り出していくの?」「大阪府民は眼中になし。あるのは賭博場」などのコメントが飛びかいました。

2025年に大阪府がカジノや万博の誘致をめざす夢では、積み上げてあった長さ10メートル以上のコンテナ(約3~4トン)が折り重なるように崩れ、近くの南港でも海運会社の屋根の鉄骨が崩壊しました。大阪府は「十分な海抜があるとして、災害時も安心」と強調するものの、「こんな場所に、集客施設をつくって本当に大丈夫かと、専門家が疑念を抱くのも当然です。大規模に浸水した関西国際空港に対しても、地盤沈下や高潮による被害の懸念が早くから指摘されていました。幸い今回は早期に再開できたとはいえ、万博誘致のために急いだとすれば、大いに不安が残ります。」

府教委

# 2019年度人事異動方針を発表

## 希望と納得に基づく公正で 民主的な人事異動の確立を!

### 介護・教育・健康 指導の継続性など、切実な事情を尊重せよ

府教委は、9月12日の校長会で、2019年度の「人事取扱要領」等について説明を行いました。府教委の説明によると、2019年度の「人事取扱要領」は、2018年度の「人事取扱要領」からの大きな変更はなく、「直轄強制異動」と呼ばれる府教委人事の本質は何ら変わっていません。大障教は引き続き、障害児教育の専門性の低下や、教職員の業務負担増につながる人事異動や、人事を通じた教職員の管理強化には反対の立場を貫き、「本人の希望と納得にもとづく人事」「公正・民主的な人事」を求めてとりくみます。

#### 1 11月の間の「人事取扱要領」に関する経過

教員人事について府教委は、1998年度当初人事において、「新規採用以来現任校4年以上勤務者」「現任校10年以上勤務者」を異動対象者としました。その後、年限基準を段階的に短縮するなど、様々な改悪を重ねてきました。2011年度当初人事では、府立学校を7つのグループに分け、障害児学校の専門性の否定につながる「新規採用後3校目までに、原則として異なる3つのグループを経験するものとする」との大改悪を行うと同時に、「予定者通知」の前に実施されていた「候補者通知」をなくしました。

2013年度には、「1校における在籍期間」として「原則15年」を明記するなど、府障教(当時)の反対を押し切って、「人事取扱要領」の改訂を強行しました。教職員人事(実習教員、給食調理員、技師・技能員)についても、2003年度当初人事より、現任校7年以上、08年度当初人事からは「4年以上」を異動対象者としました。また、12年度当初人事より、スクールバス乗務員を人事取扱要領の適用としていました。



#### 2 人事異動に関する大障教の基本的考え

直轄強制人事異動のねらいは、教育行政が、学校や教職員への管理と支配をいっそう強め、政府や府教委が決めた教育政策を学校に徹底することにあると大障教は考えています。

そもそも人事異動とは、ゆきとどいた教育を推進するために行うべきものです。人事異動を特定の施策推進や教職員の管理統制・教職員削減・退職の強要などに利用することは許されません。

異動対象者の年限基準短縮に伴い、府立支援学校では、教職員の入れ替わりが早まり、引継ぎが十分にできない中で責任の重い仕事をこなさざるを得ない実態が長時間過密労働を生み出す要因のひとつになっています。このように、人事異動の問題は、教職員の業務負担増に大きく関わってきています。

人事異動の問題は、教職員の業務負担増に大きく関わってきています。

#### 3 人事調書記入にあたって

人事調書は、人事異動を前提に作成されています。それを踏まえて記入しましょう。

特記事項には、「異動希望はない」「肢体不自由校以外への異動は希望しない」など、自分の意志を明確に記入しましょう。

「別紙にて添付します」と記入し、添付書類を校長・准校長に提出しましょう。

保育、介護や健康上の理由で、

を明確に記入しましょう。

特記事項に書き切れない場合、「別紙にて添付します」と記入し、添付書類を校長・准校長に提出しましょう。

保育、介護や健康上の理由で、

#### 4 人事ヒアリングについて

校長・准校長による本人ヒアリングでは、あいまいな言い方は避け、自分の意志を明確に校長・准校長に伝えましょう。重要なことは「校長具申の内容」です。校長・准校長に対し、本人希望を尊重した校長具申を求めましょう。

昨年度は、3月1日に「異動予定者及びTRYシステム選考結果の通知」、3月9日に「異動内示(事務職員以外)」が行われました。府教委は現段階では、これらの日程について「昨年と大きく変わらない見込み」としています。

以上のことから、大障教は「本人の希望と納得にもとづく人事」「公正・民主的な人事」が大原則だと考えています。

今年2月2日に行った課別交渉で大障教は、各学校の専門性を考慮した人事異動を行うことなどにより、教職員の業務負担軽減をはかるよう求めました。これに対して、府教委は「人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、個々の事情についてもできる限り把握したうえで適切に対処してまいりたい」などと説明しています。

人事異動を「希望する」「希望しない」場合は、その内容をきちんと記入しましょう。

人事調書の提出後に事情・希望が変わった時は、速やかに校長に申し出て、調書の差し替えをおこないましょう。

